

# 匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和2年5月14日（木曜日）午後2時30分開議

場 所 第2委員会室

会議に付した事件

（1）証人喚問について

出席委員等（9名）

委員長	浅野勝義君	副委員長	林明敏君
委員	宮内康幸君	〃	平山政利君
〃	行木光一君	〃	佐藤悟君
〃	田村明美君	議長	石田勝一君
証人	荻谷進一君		

欠席委員（0名）

事務局職員出席者

事務局長 増田善一 主 幹 山崎利男

主 査 川島誠二

開議の宣告（午後 2時30分）

○浅野勝義委員長 皆さん、こんにちは。

本日、ただいまの出席委員数は7名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

各位の御協力をよろしくお願いします。



○浅野勝義委員長 なお、会議に先立ち、申し上げます。

本日、傍聴の希望があり、匝瑳市議会委員会条例第18条の規定により、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔傍聴人入室〕

○浅野勝義委員長 この際、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、匝瑳市議会委員会条例を守って静粛に傍聴願います。傍聴人は、可否を表明したり騒ぎ立てるなど、議事の妨害となる行為をすることは禁じられております。匝瑳市議会委員会条例等に違反する場合には退場を命ずることがありますので、念のため申し上げます。御協力よろしくをお願いをいたします。



○浅野勝義委員長 本日の議題につきましては、100条調査権に基づく付託調査事項に関する証人喚問であります。

ここで申し上げます。

去る5月1日の当委員会において、代表に対し、回答を求めました、陳情の原本の提出先と提出日について、匝瑳市長に令和元年9月3日に提出したと回答がありましたので、報告をいたします。

これより、付託調査事項、9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認について、証人から証言を求めます。

本日の証人に対する尋問方法につきましては、12月3日の委員会で決定しました「匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会の運営について」に従い行いますので、御了承願います。

ただいまから証人が退室するまでの間の撮影等は御遠慮願います。

本日、午後2時30分に出頭を求めました証人は、匠瑛市議会議員、苅谷進一さん1名であります。

それでは、証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○浅野勝義委員長 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらずに御出席いただき、誠にありがとうございます。

本委員会を代表して厚くお礼を申し上げるとともに本委員会の調査のため、真相の究明のため、御協力くださいますようお願いを申し上げます。

この際、証人に申し上げます。

証人喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができます。

すなわち、証言が、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害するべき事項があるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、禁錮または罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者または証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、禁錮に処せられることがあります。

以上のことについて、御承知おきいただきたいと思います。

なお、本委員会は公開としております。発言は、全て公開されることを御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

それでは、傍聴の方も含めまして、全員御起立願います。

〔全員起立〕

○荻谷進一証人 いいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○荻谷進一証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年5月14日。荻谷進一。

以上です。

○浅野勝義委員長 御着席願います。

〔全員着席〕

○浅野勝義委員長 それでは、証人は宣誓書に署名捺印、されてますか。

○荻谷進一証人 してます。

○浅野勝義委員長 はい、お願いします。

ここで申し上げます。

証人は、記憶に基づいて証言することを原則としていることから、委員会が認めない限り、メモ等の持参は認められません。

○荻谷進一証人 メモをしたら駄目ってことですか。

○浅野勝義委員長 メモをする分にはいい。

○荻谷進一証人 了解。

○浅野勝義委員長 メモを持ってたらということ。

これより証人に、一問一答により証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、簡潔にお願いいたします。

なお、証言については、質問と回答は一問一答方式で、はい、いいえでお答えください。

証人に具体的な内容の答えを求める質問の場合には、主旨が分かるように、質問を求められたことに限り、ポイントとなる内容を簡潔に述べてください。

また、特別に意見や評価を尋ねる場合以外、質問は基本的に体験した事実を尋ねるものですから、事実を御回答ください。

質問から離れたり、長くてポイントが分かりづらくなりそうな場合には、こちらで制限したり、注意させていただく場合もありますので、御了承ください。

また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際も証言席に着席のまま御発言ください。

なお、委員各位に申し上げます。

委員におかれましては、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、また、証人の人権に留意されますようお願いいたします。

それでは、証人から証言を求めます。

それでは、お尋ねいたします。まず氏名をお述べください。

○荻谷進一証人 名前だけでよろしいですか。

○浅野勝義委員長 氏名です。

○荻谷進一証人 荻谷進一です。

○浅野勝義委員長 証人に申し上げますが、話しづらかったらマスク取っていただいても結構ですよ。

○荻谷進一証人 一応やります。

○浅野勝義委員長 職業・役職名、生年月日をお述べください。

○荻谷進一証人 職業は会社役員。昭和41年8月2日。

以上です。

○浅野勝義委員長 それでは、私の方からお尋ねします。

初めに基本的な事実を確認させていただきます。

証人は、令和元年9月10日に阿井伸也千葉県議会議長と県議会議長室で面会をしましたか。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 証人は阿井議長と面談した際、家畜保健衛生所建設について中止の陳情書を2通提出しましたか。

○荻谷進一証人 委員長、よろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○荻谷進一証人 宛名は別で冊数だけ答えればよろしいですか。

○浅野勝義委員長 そうです。1通か2通か。

○荻谷進一証人 はい。2通です。

○浅野勝義委員長 2通ですね、はい。

千葉県知事宛での陳情書のががみに、2ページ以降が署名写しと書いてありますが、署名簿がつけてあったということですか。あったかなかったかでお答えください。

○荻谷進一証人 署名簿のコピーはありました。

○浅野勝義委員長 つけてあったということですね。

○苅谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 その陳情書は、1通は知事宛て、1通は議長宛てで、2通を証人が阿井議長に渡したんですか。

○苅谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 宛先以外、かがみの文章と署名簿は同じですか。

○苅谷進一証人 そうです。

○浅野勝義委員長 以後、匝瑳市は市、匝瑳市長は単に市長といいます。

市長にも同じく2ページ以降に署名簿がついている陳情書が1通提出されていますが、証人が提出したということによろしいですか。

○苅谷進一証人 はい、原本を提出しました。

○浅野勝義委員長 証人は市議会議員として、市長が県の家畜保健衛生所建設計画推進の立場であることは御存じですか。

○苅谷進一証人 言ってますから、そのとおりです。

○浅野勝義委員長 令和元年6月20日の市議会において、証人からの一般質問に対して市長が答弁した際、受入れに積極的な答弁をしていました。

議会事務局をお願いします。

令和元年6月20日の会議録256ページある市長の答弁の該当部分を朗読ください。

○山崎利男主幹 それでは朗読させていただきます。

市長。構想があるということで報告は受けております。報告を受けた中で、県の土地に県の施設を建てるということでありました。

そしてまた、事業内容も私も素人ですけれども、畜産関係の方にとっては非常に素晴らしい施設ではないかなというようにそのとき判断をしております。

そして県のほうの事業だけれども、地元でお手伝いをすることがあったらお手伝いをしろということで、説明会の場所の提供をしたり、そして回覧のほうも手伝わせていただいたというふうに思っておりますけれども、決定ということは私は聞いておりません。

以上です。

○浅野勝義委員長 ありがとうございます。

証人は少なくともこのとき以降、市長が建設賛成の立場であることを知っているのではないのでしょうか。

知っているか知っていないかでお答えください。

○荻谷進一証人 委員長、それいいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○荻谷進一証人 知っているという立場で言うと市長は賛成という立場ですけど、ただポイントは市長もおっしゃっているように地元理解が必要だということを……

○浅野勝義委員長 証人に申し上げます。

市長が賛成の立場であることを知っているか知っていないかで結構です。

○荻谷進一証人 でも、それやると一方的な答えになっちゃいませんか。

○浅野勝義委員長 一方的な答えとはどういう意味ですか。

○荻谷進一証人 ただ文章的に言いますと、やってるかやってないか、内容が必要だと……

○浅野勝義委員長 証人に申し上げます。

証人の回答はですね、市長が建設賛成の立場であることを知っていたか知っていないかだけですね。

○荻谷進一証人 先ほど答えたとおりです。

○浅野勝義委員長 知っていないということですか。

○荻谷進一証人 知っていたと答えましたよね。

○浅野勝義委員長 知っているということですね。それで結構です。

ここで一旦あらかじめ通告のあった林委員から質問をさせることとし、私は進行整理、その他必要がある場合は尋問の補足等々に努めさせていただきます。

林委員。

○林 明敏委員 それでは林から質問させていただきます。よろしくお願ひします。

初めに阿井議長と荻谷証人の面談の状況や、お二人の関係などについてお伺ひいたします。

阿井議長との面談の予約は、いつ取りましたか。

○荻谷進一証人 覚えてません。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 面談の日は当初から9月10日と決まっていたか。それとも、設定した後に変更がありましたか。

○荻谷進一証人 決まっていた。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○林 明敏委員 これ阿井議長にも質問したんですが、前日に台風が千葉県に上陸して、県議

会自体も相当たぶん忙しかったはずなのですが、そのような日程の日に日程を変更しないで  
行ったということによろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。どうぞ。

○苅谷進一証人 その日に確認しましたら、予定どおりでいいという回答が来ました。

まだそのとき県は何も動いてなかったです。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 面談の申入れは千葉県議会事務局を通したものですか。それとも通さずに阿  
井議長に直接、また阿井議長の事務所に連絡して取ったものですか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 阿井議長の事務所に連絡して、事務所の職員にお願いしました。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 面談の申入れ時に用件を伝えたとしたら、内容をお答えください。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苅谷進一証人 陳情事があるということをお願いしました。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 阿井議長の証言では、証人が阿井議長と面談した際、同行者が1人いたとの  
ことですが、その方の住所、氏名、連絡先をお答えください。

○苅谷進一証人 今は答えられません。分かって、覚えていません。

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○苅谷進一証人 今全部は分かりません。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 じゃあ、氏名も分からないということで解釈してよろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 苗字だけ言います。花吉です。

以上。

花吉です。

○林 明敏委員 花吉さんですか。

○浅野勝義委員長 花吉。

○苅谷進一証人 花吉です。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。



- 林 明敏委員 職業は何かお分かりになるでしょうか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人。
- 苅谷進一証人 本件に関係ないと思いますけど。
- 浅野勝義委員長 答えられないということですね。
- 苅谷進一証人 委員長。
- 浅野勝義委員長 答える必要がないということですか。
- 苅谷進一証人 プライバシーのことなんで、そこは答えなくてもいいと思うんですけど。
- 浅野勝義委員長 プライバシーのことなので答えられないということですね。
- 苅谷進一証人 はい。
- 浅野勝義委員長 はい、どうぞ。
- 林 明敏委員 その方と取引上の関係や金銭の貸借などがありますか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人。
- 苅谷進一証人 勤めている会社とはありますが、それ以外はございません。
- 浅野勝義委員長 はい、林委員。
- 林 明敏委員 証人の、その方は後援者であるか、また献金を授受したことはあるか、またお互いに選挙に関与したことがあるかという事実はありますか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。
- 苅谷進一証人 ありません。
- 浅野勝義委員長 はい、林委員。
- 林 明敏委員 証人が阿井議長に持参した陳情書の作成に、署名簿の署名を集めることを含め、関与していますか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人。
- 苅谷進一証人 その人が。
- 林 明敏委員 違う、証人が。  
証人が阿井議長に持参した陳情書の作成に、署名簿の署名を集めることを含めて。証人が集めることに関わってるかってこと。
- 浅野勝義委員長 はい、どうぞ。
- 苅谷進一証人 あります。
- 浅野勝義委員長 ありますっていう。
- 苅谷進一証人 あります。

- 浅野勝義委員長 はい。
- 林 明敏委員 証人が阿井議長と面談のとき、阿井議長は県の家畜保健衛生所の設置計画について賛成の立場でしたか。反対の立場でしたか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。
- 苅谷進一証人 その件を聞いてませんとおっしゃってました。
- 浅野勝義委員長 はい、林委員。
- 林 明敏委員 そういうことは、面談のときは阿井議長は設置計画についてはどの程度知ってたって。今全然知らないってことなんですか。そこらをお答え願いたいと思います。
- 浅野勝義委員長 証人どうぞ。
- 苅谷進一証人 一切知らないそうです。
- 林 明敏委員 分かりました。
- 苅谷進一証人 で、阿井議長は家畜衛生にかかわる委員会の座長やってるとか何とかで、その会すら、そのこと知らなかったみたいです。
- 浅野勝義委員長 はい、どうぞ、林委員。
- 林 明敏委員 証人は千葉県知事宛ての陳情書を封筒に入れて「千葉県知事宛ての反対署名です」と伝えて、阿井議長に渡したのですか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人。
- 苅谷進一証人 はい。もう勝手な書式で渡しました。
- 浅野勝義委員長 はい、林委員。
- 林 明敏委員 証人は知事宛ての陳情書が入った封筒に、証人自身が証人の名刺を入れましたか。入れたか入れないでお答え願いたいと思います。
- 浅野勝義委員長 はい、どうぞ。
- 苅谷進一証人 最初は入れなかったんですけど、帰り際に阿井さんが名刺をくださいっていったんで渡しました。
- 以上。
- 浅野勝義委員長 はい、林委員。
- 林 明敏委員 証人は家畜保健衛生所の県の所管部署が農林水産部であることを当時知っていましたか。
- 浅野勝義委員長 はい、証人。
- 苅谷進一証人 詳しく知りませんでした。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 証人に申し上げますが、私と一緒に6月4日に説明会に行った文書の中に、電話番号と連絡先と、全部記載されていたと。それをよく見なかったってことですか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 詳しく誰のどこの部だっということとは知らなかったです。

農林水産という大まかな枠は分かってましたけど、誰々の部でどうのこうのという詳しいことは知らないという意味です。

誤解なさないようにお願いします。

○浅野勝義委員長 そうしますと証人は、所管部門が農林水産部であることは知っていたということですね。

○苅谷進一証人 そういう意味です。

○浅野勝義委員長 はい、了解です。

はい、林さん、どうぞ。

○林 明敏委員 農林水産部は県議会の下部組織ではありません。にもかかわらず、証人は農林水産部に持参することもなく、あえて県議会議長である阿井議長に渡したわけですね。

阿井議長がその後農林水産部長を呼んで署名簿を渡したことは知っておりますか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 後から聞きました。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 農林水産部長の回答がありますが、阿井議長は議会事務局職員に渡すのではなく、議会の下部組織でない農林水産部長をわざわざ議長室に呼んで陳情書を渡したことになります。

用件を伝えなくてもアポが取れている。台風が上陸して相当忙しいはずなのに、台風上陸の翌日に会えている。所管が異なるのに阿井議長が知事宛ての署名簿を預かり、わざわざ所管部長を呼び出し渡していることから見ると、証人は阿井議長にそれだけのことをさせる強い人間関係があるように見えますが、そういうことでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苅谷進一証人 そんなことはございません。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 どのような関係でしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苅谷進一証人 いいですか。

もともと阿井さんの関係の、いわゆる芝山町とかあっちの町会議員とかそういう方々と知り合いで、そういう場面で出会って。やっぱり阿井先生は義理人情のある方で、そういう方の紹介だったんで会ってくれたと思います。

○林 明敏委員 分かりました。

○苅谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 じゃあ次で、陳情書についてお伺いいたします。

証人は匝瑳市議会議員でありながら、市長の家畜保健衛生所建設誘致推進の立場に反対して、建設計画反対の陳情書を直接県知事と県議会議長に提出するという市政に極めて重要なことをするので、陳情書のかがみの記述と2ページ以降の署名簿の署名について、十分確認をしましたか。

○浅野勝義委員長 証人。

○苅谷進一証人 はい。

(何事か発言する者あり)

○林 明敏委員 分かりました。すいません。

滑舌が悪いと今、委員長からお叱りを受けました。もうちょっと滑舌をよくさせて。

○浅野勝義委員長 ゆっくりね、休みながら。一言一言大事に。

○林 明敏委員 分かりました。

○浅野勝義委員長 話してください。聞こえづらいです。

はい、どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 県知事宛ての陳情書のかがみには「家畜保健衛生所今泉地区設置の反対の署名のとおり、我々今泉浜地区住民はこの施設に関して建設を反対します。地元地区住民99%が建設に反対しております。建設計画を中止していただきますようお願いいたします。令和元年9月2日 今泉浜地区住民」と書かれています。

念のためですが、前後の文章から地元地区住民も今泉浜地区住民を指すということになっていますか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苅谷進一証人 ちょっと最後の語尾がよくわからないんですけど。

○浅野勝義委員長 もう一度お願いします。

○苅谷進一証人 最後の文章の3行くらい、今お読みになってる文章の。もう1回言ってください。

内容がですね、何をもってこうだっというのが簡潔でない。

委員長、お願いします。

○浅野勝義委員長 私のほうから林委員に注意します。

林委員の言葉がはっきり聞き取れません。ですから、ゆっくり、質問事項を正確に質問してください。

よろしくお願いします。

○林 明敏委員 じゃあもう一度、ゆっくり。

○苅谷進一証人 途中からでいいですよ。

○林 明敏委員 途中からです。

○苅谷進一証人 最後が肝心だと思うんで。

○林 明敏委員 「地元地区住民99%が建設に反対しております。建設計画を中止していただけるようお願いします。令和元年9月2日 今泉浜地区住民」と陳情書に書いてあります。

念のためですが、前後の文章からその中に、地元地区住民と書いてあるところを、今泉浜地区住民と書いてあるところがありまして、地元地区住民ということが今泉浜地区住民を指すということで合っていますか。

陳情書にそうやって書いてあるもので。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 地元というのは新堀の人も入ってるんですよ。だから、そういう意味では両方の言葉があったと思うんで。

まあ、その表現が悪かったら、勉強不足なんで謝ります。

以上。

○浅野勝義委員長 私から補足尋問です。

要するに地元地区住民というのは、今泉浜地区住民を指すということなのではないかということです。ですから、地元も今泉浜地区も同じでしょという意味です。

はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 同じような意味だと。おっしゃるとおりです。

○浅野勝義委員長 はい、分かりました。

○林 明敏委員 委員長、私の質問はそうでないですよ。

○浅野勝義委員長 そうでない。

○林 明敏委員 そうそう。今泉地区でなくて……

○苅谷進一証人 委員長、いいですか。

○浅野勝義委員長 証人、どうぞ。

○苅谷進一証人 ちょっと暫時休憩してください。

○浅野勝義委員長 はい。暫時休憩。

午後 3時00分 休 憩

---

午後 3時03分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

はい、林委員。

○林 明敏委員 一応証人にお尋ねしたのは、陳情書の中に地元地区住民と書いてある部分と、今泉浜地区住民と書いてある部分がありまして、これは同じかどうかです。お尋ねしたのは。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苅谷進一証人 先ほども申し上げたとおり、地域を一带と両方を書いた意味でいって、私は申し上げたつもりです。文章が悪くて申し訳ない。

○浅野勝義委員長 もう一度補足尋問します。

まあいずれにしても地元地区住民と今泉浜地区住民と同じだっていうことですよ。

はい、分かりました。

はい、林委員。

○林 明敏委員 これちょっと単純な質問で申し訳ないですけど、証人は、重なるところありますが、今泉浜地区が行政区である今泉地区の中の一部の地域ということでよろしいでしょうか。

今泉つつう地区がありまして、その今泉の中に今泉浜があるということで、行政区上はそれでよろしいでしょうか。

証人は、今泉浜地区が行政区である今泉地区の中の一部の地域ということは御存じですか。

○苅谷進一証人 いや、存じ上げてないですね。

だって、意味合いが。

委員長。ごめんなさい、委員長。

○浅野勝義委員長 いや、いいですよ。どうぞ。

○荻谷進一証人 ちょっと意味合いがよく分かんないんで。

○浅野勝義委員長 私から補足します。

証人は、今泉浜地区が行政区画である今泉地区の一部ということは御存じですよ。

○荻谷進一証人 ああ、そういう意味合い。はい。

委員長、はい。

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 分かりました。

はい、林委員どうぞ。

○林 明敏委員 陳情書には代表者の名前がありません。

重要な代表者を特定するため、千葉県から提出を受けた記録の一部を委員長からして朗読をお願いします。

○浅野勝義委員長 それでは事務局。

○石田勝一議長 委員長、趣旨をちょっと説明してください。

○浅野勝義委員長 ちょっと待ってくださいね。

ただいま要請のありました、千葉県知事より匝瑳市議会議長に提出された記録の一部について、本日この場に石田議長がおられますので、初めに議長に朗読をお願いし、次に事務局からこの詳細について、送られてきた物についてを朗読をさせます。

ですから、議長、そういうことでよろしくお願いします。

はい、議長。

○石田勝一議長 では、県知事から匝瑳市議会議長宛てに送られた記録について、冒頭読み上げさせていただきます。

畜第126号。令和2年4月22日。

匝瑳市議会議長 石田勝一様。千葉県知事 鈴木栄治。

記録の提出について。匝議第41号の1で依頼のありました標記の件について、下記のとおり提出します。

記。令和元年9月20日匝瑳市議会産業建設常任委員会での現地説明について。

この記録は、当初、匝瑳市議会産業建設常任委員会に所属する議員に、現地にて整備概要

を説明する予定だったが、何らかの行き違いにより、苧谷議員と整備に反対する住民と県の担当者2名が対峙する形になったため、身の危険を感じた担当者が客観的な記録保持の観点から録音したものであり、本書面はそれを文字におこしたものである。

以上です。

○浅野勝義委員長 ありがとうございます。

次に資料2の朗読をさせる前に、この日は住民の説明会のためではなく、産業建設常任委員会の視察のため、議長から県の職員の派遣をお願いしたものです。

県職員の方は、産業建設常任委員会に説明をする予定でいる中で、想定外の示威行為に遭遇し、大いに困惑をされたことと推測されます。

このようなことをお含みおきいただき、お聞きいただきたいと思います。

それでは朗読をお願いします。

なお、この朗読は苧谷市議の場面は山崎主幹が務めます。

また、県側の立場については増田局長に務めていただきます。

また、その他市民、住民に関しては川島主査に務めていただきます。

それでは資料2について朗読をお願いします。

令和元年9月20日、金曜日、13時30分。待ち合わせ場所到着。

13時40分、入り口近くに車が止まり、人影があったので車で向かったところ、苧谷市議と住民、千葉日報記者がいたが、市役所、市会議員等はいなかったため、通り過ぎ元の待ち合わせ場所へ戻った。

これは県の回答、そのままであります。

続けます。

13時45分、苧谷市議が車でやってきて、「何やってるんだ。みんなあっちで待ってるんだから早く来い」と言われたが、「市役所とこの場所で待ち合わせをしているので」といったところ「では、みんなを連れてくる」といって戻った。

13時50分、苧谷市議が住民30名ほどと、千葉日報記者を連れてやってきた。

これ以降のやり取りにつきましては先ほど述べましたように、苧谷発言を山崎主幹が務めます。

そして、県職員関係は増田局長が務めます。

そして、一般住民に関しては川島主査が務めます。

始めます。



- 山崎利男主幹（苅谷市議役） みんな来るっていうからちゃんと話しろよ。俺らなんかよ、今日の10時に知ったんだよ、来るっていうの。俺らにこそこそ隠れてやって。それは依頼されたのは分かるよ。分かるけど、こうやっていきなりよ、話もなくさあ、こんなことになってたでは、みんな納得しないよ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 今日は、議会のほうに頼まれて（遮られる）。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） そりゃ分かった、だけどよお、地元説明会にみんな来れなかったわけだ。
- 川島誠二主査（住民役） なんだおめえは、こそこそ逃げ回って。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 逃げ隠れしているわけではないです。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） だったらここでちゃんと説明すればいいべさ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 今ここで、市役所の方と待ち合わせをしているところ。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） だったら、一旦来ればいいでないか。
- 川島誠二主査（住民役） きれいごと言うでねえよ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 車が止められないと、迷惑になってしまうので。
- 川島誠二主査（住民役） 車は止められるよ。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） 止められるって言ったっぺえよ。
- 川島誠二主査（住民役） 役人がなあ、逃げ隠れするもんでねえ。そんなことで、役人のあれが立ってんのか。
- あっち行ってちゃんと説明しろや。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） ここで、市役所の方と待ち合わせをしていますので。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） いいべや、関係ねえよ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 今日は、議会のほうに説明するというで伺っていますので。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） この間だって、ねえ会長。昼間の10時半にやるって言ったって、人来れるわけねえよね。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 説明会は、また別途開催する予定ですので。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） この間だって、やるって言って結局やんねえでねえか。
- 川島誠二主査（住民役） 役人が何言ってんだ。文句あったら言ってみなよ、ここで。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 文句はありません。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） だったらやめろよ。反対してる意味がわかってねえの、あんたら。

○川島誠二主査（住民役） 言ってみろよ、何か言いたいことがあったら。あれができとどきねえでは、イメージが違うんだよ、浜の地区がよお。360度変わっていったよ。おめら役人、ばんばんばん建物建てりゃいいと思って。だったら、あそこ物建てたら、おめら引っ越してきてあそこ住めよ。住んでみろよ、そんで納得すれば俺らも賛成するわ。家族全部であそこの土地買って住めよ、住んでみて自分らがどういう気持ちになるのか。そういうことでねえか。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） だって、20日にやるって言っていきなりやんねえだよ、話だってみんな宙に浮いちゃってるじゃん。あれだけさあ、あなたと一番最初に話したでしょ、私が。それでそれっきりでしょ、それでなかなか話す機会もない、窓口も分からない、その状況の中でさあ、地元住民としては、署名を見たかどうか分からないけど、99%のこの今泉浜地区の人は反対してるわけよ、それでも強行するっていうわけ。担当課なんだからそれぐらい答えたっていいでしょ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 納得を頂いた中で、進めていきたいと思っています。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） そうでしょ、それを無視してさ、あのまま中途半端にやって、署名だってあれだけ上がっててさ、音沙汰もなく、見てるでしょそれ全部。阿井議長にも持っていったし、市長経由でも持っていったし、あなたこの間さ、自分らの都合も分かってくださいって言ったけど、そりゃ分かるよ、分かるけどさ、地元住民の都合を分かっているのあんたらの話なんだよ、違うの。あんた言ったよね、自分らの現状説明させてくださいってこの間、俺は、それは言わねえでくれって、地元住民が了解してからやるのが、どう考えたって普通でしょうよ。阿井さんに聞いたら、県にほかの土地いっぱいあるって、県の遊休農地が。それで芝山で断られたって、断られたんでしょ、それで下総でも断られたんでしょ、それは事実だよ。もう分かっているんだよ、芝山の町長経由で、うちの仲間の副議長が芝山の空港周辺は駄目だと、断られたっていう現実もあるわけじゃねえですか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そこは、安全性の問題でどうということではないです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） じゃあ、この部落は安全性はないでしょ。

- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　そういうことではなく（遮られる）。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役）　同じことでしょ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　そうではなくて。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役）　これ、みんな近隣住民だよ。今日の11時に言われて、それだけみんな神経とがらせてるから、こんだけ人が集まるんだよ。分かる、その気持ち。分かってもらえねえかな。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　この場ではあれですけど、時間をおいて説明させて（遮られる）。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役）　こういう状態だっていうことが、説明も何もさ、もう入り口でボタン掛け違えているって、私言ったでしょ。だからこういうことになっちゃうわけよ。分かってもらえないかね、地元の気持ちっていうのを。
- 川島誠二主査（住民役）　逃げ隠れするようなな、まねしてんじゃねえんだ役人が。正々堂々と前さ出てくったよ。まして男だ、あっちだこっちの隅っこだに車止めて、見た目だけみたいなことすってねえよ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　いや、それはここで待ち合わせをしているから（遮られる）。
- 川島誠二主査（住民役）　役人なら堂々と庶民の味方になって、政治家も同じだ役人も、もっと庶民のことを聞いて正々堂々と、こっちのほうに車止めて、何か言えることがあれば言ってみろ、みんながいる前で、お願いすることとかあっぺよ、ただ頭下げるだけでねっぺよ。これからの方針とかあっぺよ。役所は、役所なりの考えがあって、あれは進めていることだっぺ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　（ここで説明を始めると中途半端になってしまい、分かってもらえるとも思えず、市議会の人がもう来ると思っていたので、説明はしませんでした）。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役）　あのさ、この間も言ったとおり、安全だ安全だといったって、原発だってみんなそうだっぺよ、今の世の中想定外ばっかだよ、今回の台風だってそうだっぺよ。そういうことがねえってあんたら言っても、じゃあ、地元で保証できるならまだこういう話もねえ、あるけど、それが何もないまま、それじゃあ納得できっか。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役）　だから、御説明はします（遮られる）。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役）　だから保証はすったな。

○川島誠二主査（住民役） あんたはどこ。市役所。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 市役所ではなく県庁です。

○川島誠二主査（住民役） うちはよう、隣だけだよ、あれしたら火をつけられちゃうよ。な、すぐ隣だから、困ったよ、うちの娘のおやじは、速攻だからね、全部木も切ってもらったけど、虫が入っちゃってしょうがなくて。覆いかぶさってたから。そういったところ切ってくれただけど。

何で山のほうに造らないの。そこで断られたんでしょ。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） そう、成田で断られたんですよ。

○川島誠二主査（住民役） そういうやつは、山さ持って行ってほしい。この家ごみの中さね、豚、牛、鶏といるのに、みんな近所でやってっから、誰も黙ってっけど、今度ここさ死んだもの持ってきたり、生きてるもの持ってきて検査したりしたら、みんな我慢はできません。いくら県だ、国だって言っても困る。もう火をつけちゃう。刑務所に入るの覚悟で言うけど。上で断られたのは、何で断られたの。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） いろいろ事情はあったんですが。

○川島誠二主査（住民役） 大体よう、山の中で断られたのを何で、ちょっとおかしいよねえ。そっちで断られたのを今度こっちに持ってきて、住民だって、はいそうですか、とはいえない。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 安全性の部分ではあった、了解いただいたんですけど、ちょっとほかの部分で、いろいろ事情があつてですね。

○川島誠二主査（住民役） 安全がないから。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） いや、そういうことではないです。

○川島誠二主査（住民役） どういう事情ですか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そこは、言えないですが。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 土地の値段を買えとか買えねえとか、それは聞いているよ。ちやんと。

○川島誠二主査（住民役） ここ売った金で、山買えばいいじゃないか。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 県はいっぱい土地持つてるでしょうよ、遊休農地だって何だって。住宅地だってことをさ、理解してもらわないと困るよ。東金だって住宅地で、焼却できなくなったからそういうふうになっているわけでしょう。おらが何にも知んねえと思つたら大間違いだよ。職員立場だからさ、そりゃ申し訳ねえけど、あんたらに文句言うしかねえ

から言うけどもさ、実際、地元住民が困ってるっていうことを、そりゃ家畜業者も困っているってことを、そこの小川養鶏場さんなんか絶対反対だよ。ねえ知ってる、それ。ここが一番近い養鶏場さん。小川さん反対。養鶏場さんが反対しているんだよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） それは聞いてはいなかったですが、理解いただけるよう話はしたいと思うんですけど。

○山崎利男主幹（荇谷市議役） さっきも言ったけども理解はできませんと。今日はちょっと来れないけどという状態でさ。午前中知っただけで、こうやってやっぱり意見があつから来てくれるわけだからさ。そんな騒ぎにしたいの。もっと騒ぎになるよ、これ。説明会やるっていったら、それじゃあ済まないよね。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） まだ、安全性の話とかまだ全然お聞きになられていないわけですよ。（荇谷市議にさえぎられそうになる）

ちょっと待ってください。説明させてください。

○山崎利男主幹（荇谷市議役） 説明しちゃうの、じゃあ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 安全性の話をこの間、説明会のときにしようと思ったら。

○川島誠二主査（住民役） ちょっと待って。その説明会っていうのは、みんなの出れない昼間やったっていう。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そう、ですからまた改めて、開催をしたいということで調整をしていたんですけど。

○川島誠二主査（住民役） 出れるときにやってくれないと。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そうですよ、ほんと申し訳なかったです。昼間の時間帯に開催したのは、ほんと申し訳なかったです。

○川島誠二主査（住民役） そんなものは説明会じゃないよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） ですので、いらっしゃった方だけにでも説明させていただきたかったのですが、説明するんだったら反対するからということで遮られてしまいましたので、続きの説明ができなかったんですよ。改めて、安全性の説明とか、今ある家畜保健所でできていないところを、今回のところはきちんと対応して、安全性を確保しているところを御説明さしあげたいと思っていました。それについて、今調整をしている最中で、荇谷先生がおっしゃるように、8月にできなかったんですけども、改めてやりたいと思っているので、今の段階では皆さん集まっていたんですけど、市役所のほう

と調整している最中なので。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 20日にやるって言ってよ、そっちが主導でやることじゃん。

市役所は、申し訳ないけど伝達の間だよ。配ろうとって急に中止になって、理解しがたいんだよね。だって、何も知らないと思ったら大間違いだよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） もちろん議員さんだから情報を頂いているっていうのは、よく分かっているんですけど。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） じゃ、何でいきなり中止した理由は何。県がやることだよ。

市は頼まれて、塚本課長は言ったよ、いきなりやらないでくれって言ったのそっちだよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 説明会をするときの条件が整っていないので、少し延期させてくださいということ。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） じゃあ、何で区長さんらへは、20日の頃やるっていう話を1回したわけ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 御都合を調整するときに、差し上げただけで、そこにやりますよっていう御連絡を差し上げていたわけではないので。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） であれば、住民の都合を聞くのが最初じゃないの。そう思いません。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） もちろんそうなんですけど。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 区長さんは役職だから、ここの部落、何百人て住んでるけれど、区長さんだけで連絡行くわけないでしょ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 区長さんの下に連絡員さんがいて、連絡員さんから回覧板が回っていることを言っていましたので。

○川島誠二主査（住民役） 私のところは、回覧板来なかった。だから全然知らない。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） ですから行ってないところもあるので、私ども県の職員なので、市のほうで連絡を全て、災害のときにどんな経路で皆さんのところに連絡をするのかというのを存じ上げないので、その辺の相談を市の方と一緒にさせていただいて、皆さんに連絡が行くような形で、お示ししたいと思ってたんですけど、それが分からなかったもので、市のほうと調整をさせていただいて、皆さんに連絡が行くように、納得がいくような開催の仕方ですべてさせていただきたいので、その条件が整わないので、前回開催を延期させていただいたという状況です。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） そんな話言ってっけど、裏話俺は正直聞いてるのよ。そんな

建前ばかりさ、言たって駄目だよ。ほら来た。小川養鶏さん。要はさ、丁寧にやっても  
らわないと仕方がないのよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） はい、そうですね。おっしゃるとおりです。やり  
たいと思っています。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 安全性安全って、あなた言うけども、安全を100%保証する  
ならそりゃいいよ。俺の言うこと聞いてよ。議員だから押し問答やったら、徹底的にやっど。  
そういう意味じゃないんだから。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 私も科学のほうの専門家ですから。その辺の安全  
性の説明は、きっちりさせていただきます。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） いや、安全性の説明って言たって、そのさ、想定外のこと  
があったらどうするの。ともかく、住民の都合のいいときに住民が全部来た状態でやらない  
と、地区住民が重要だから。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） ええ、そうですね。おっしゃるとおりです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 匝瑳市の議員が何といおうが、匝瑳市民が何と言おうが、こ  
こに住んでいる人らが、一番重要だと思いません。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） おっしゃるとおりです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 科学的っていうのは、科学的に100%物事が担保できますか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） BSEの検査にしてもそうなんですが。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） いや、できるかできないか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 100%担保できるっていうのは絶対にはないです。  
どの事象についても、全て100%というのはいないです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） ないですよ。今豚コレラとか問題が出てきちゃって、風評  
的な問題もあるし、御存じかどうか分かりませんが、水産加工場や米もあればいろんな  
ものがある。その問題の検体に私らがうつらなくても、そういう風評被害っていうことがあ  
った場合はどうするんですか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 風評被害は、ないようにこちらからちゃんと発信  
させていただきます。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） あったらどうするの。それは我々が発信するわけでないでし  
よ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 安全性について責任を持って発信させていただい

て、風評被害がないような対応をさせていただきます。その前には、皆様方に安全性についての説明とか、これ科学なので本当に100%は、食品の安全性については、絶対ないんです。全てに関して。これを食べたなら安全かという、100%安全かという保証はどれにもないんです。ただ、それを皆さん生活している中で8割安全ということをもって、安全という基準を（遮られる）。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） それはね、あなたが言う学者の言葉なの。じゃあ、ここで検体を積んだ車が、老人が多いよ、事故やった、検体が広がった、その場合どうするの。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 人間に感染するものについては、そこから感染しないです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） いや、違うの。小川養鶏さんがいるわけ。そういう検体が養鶏にうつったりしたらどうするの。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） うつりません。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 何で。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） うつるものについては、まき散らしてるのものについては、その場できちんと消毒をさせていただきますので、その場で消毒しますので、その消毒っていうのは、科学的にウイルスを殺滅するということは確認されているものです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 検体持っている最中だよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 持っている最中でも大丈夫です。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 例えば、イノシシだとかここもいるけど、そういうのにうつって保証できるの。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） イノシシにもうつりません、鳥インフルエンザは。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 豚コレラだよ。

○川島誠二主査（住民役） あんた自信があんだっぺ。だったら、あんた一人で責任持てるかっていうことだよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） すべての責任を私が取ることにはできないです。

○川島誠二主査（住民役） あんた今100%大丈夫だって言ったでしょうよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 100%大丈夫だというのは科学的に全てのことで（遮られる）。

○川島誠二主査（住民役） 科学的なことが、今駄目な時代になってっだっぺよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 今安心のことを（遮られる）。



- 川島誠二主査（住民役） 安心のことを言えば住民が賛成すると思ったら大間違いだ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 思っていないです。皆様方にちゃんと安心するように（遮られる）。
- 川島誠二主査（住民役） 今そういう言葉、発したでしょう。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 違います、今までの説明のときにどういうときに対処してるから大丈夫ですよっていうことを皆さんに一つずつ丁寧に御説明する機会がなかったの、その説明を（遮られる）。
- 川島誠二主査（住民役） あんたは今科学的なことしか言ってないでしょうよ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そうですね。
- 川島誠二主査（住民役） どういう品物を運搬して、その車でマイナス何十度の中で保管して持ってくるとか、ただ科学的に100%何でもないって、どんな世の中だって失敗はあっただよ。科学的に100%っていうのはあり得ねえの。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） はい、なのでそういうことが起こったときに、どうやってやるかっていうのを御心配されていることを出していただいて、それに対するお答えを差し上げる。
- 川島誠二主査（住民役） あんたが100%そこでな、言う必要はないの。だから、そこで一般市民の人が反感持つの。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） だからね、理論的に言ったって駄目だってこと分かってくれないと駄目だよ。頭はいいだっぺけど、頭じゃねんだから、感情ってのは別だから。
- 川島誠二主査（住民役） 波の上に乗ってみろ。船が走ってて、漁師はみんな、博士の人が造船所こさえたって、自然の力の威力は。今度の台風だってそうだっぺ。40メートル、50メートルで東電の大きいやつが倒れちゃうの。自然の力っていうのは分かんねんだよ。科学の力だってそれと同じ。絶対ってのはあり得ないの。
- そこの施設建てるのに、住民の同意っていうのは必要でしょ。判こが。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 正式なものの同意書は必要ないです。
- 川島誠二主査（住民役） どうして。うちでは養鶏建てるのに、近隣の田畑の同意書をもらわなくちゃいけないって言われたけど。まして家を建てるところでしょ。同意書は必要でしょ。
- 増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 法的に必要なってことです。
- 山崎利男主幹（苅谷市議役） ここ1町歩だから、開発同意はいらんってことなのよ。そ

れを目途にここにしたいの、この人らは。地元同意をいらないとこなら勝手にできちゃってしょうよ。それが最初の入り口で、地元同意が必要ないところってやっちゃってんの。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そういうことではないです。

○川島誠二主査（住民役） 策略だね、それじゃあ。

住民のためにいいものなら賛成すっぺけど、何一ついいものでねえっぺよ。何一つ住民のためにいいことはねえど。それともこと建物建てたら市民税半額にしてくれるとすれば、中には賛成する人もあるわ。あと何かあったら保障してくれるとか。今そういう時代だぞ。

今想定外のことが起きっからな、東京電力だってそうだし。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） ここは津波が来るかもしれないところだから、そういったらそういうふうなの建てないって言うけどさ、そんなのどう想定するか分かんないでしょうよ。

○川島誠二主査（住民役） とにかくみんな反対してるってこと。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） とにかく説明会をやらしてもらえば。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） はい、やります。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） そうしたらみんなの意見きっちり言うよ。それでも強引にやるってことになったらどうにもなんないぞ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 説明会はやります。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） で、そんなに先に延ばしたってしょうがないの。説明会っていうのは地元住民に説明するのが説明会だからね。分かる、匝瑳市のほかの関係ない人、業者呼んだって関係ないから。業者の人ここにいっけど。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 小川養鶏さんですよ。

○川島誠二主査（住民役） まあ、また病気が出たときはお世話になるかもしれないけど。ただね、1町歩あるのにみんなの同意がなくて建てられるなんてびっくりしました。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） それを条件にしてそこを選んだわけではないので。今苅谷議員が言った理由でここを選んだというのは全く違います。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） いや、私はそう聞いてます。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） そういうふうには選んではないです。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） ね、そこがもう違うわけよ。住民同意を取らなくていいのよ、下総で断られたのよ。芝山でも断られたんだよ。下総で断られたのは、神社の総代がこの土地も買えって言って、そこは買えませんって言われたの。知ってんだから全部。俺が何にも知らないと思ったら大間違いだよ。

○川島誠二主査（住民役） 諦めれよ、一つもメリットがねえよ。

こんな説明会初めてだよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） いや、ここは皆さんの説明会の場ではなかったんで。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） そりゃ分かっているよ。

○川島誠二主査（住民役） どういう用件で来たの。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 今日は、うちの市会議員がこれを強引に通しちゃおうってことをやっているわけよ。名前は言わないけどあえて。それを説明会をしろってことを2人に依頼をかけたんだよな。

○川島誠二主査（住民役） じゃあ、まだ後から来っちゃねえか。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 市役所の方が来ます。あと市会議員の方が来ます。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 1時45分にここに集合になってたの。

○増田善一議会事務局長 それぞれ口々に話し始めて、坂元が説明会の開催時間が何時頃がいいか聞いて回った。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 来れないって連絡あったか。45分に来るって話になってたけど、委員長が委員会の前にこの視察を勝手に組んでしまっ。今委員会をやって、今もめて、こっちに来ねえよ。とにかく、俺がもうここの代表だから、はっきり言って。ちゃんと話を通してよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 役所のほうと話をさせていただいてるんで。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 役所に地元住民の代表者と話してくれって、ちゃんと言ってくれよ。区長っていったって、逃げたど、こういうこと。分かっぺ、今までいろんなこと経験して。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 市と相談してやります。

○山崎利男主幹（苅谷市議役） 署名見た、ちゃんと。見た。

○川島誠二主査（住民役） 説明会やれば、この何十倍も来っど。それなりの覚悟で、それなりの頭の中回転してよ。

○増田善一議会事務局長（千葉県職員役） 御説明はいたしますので。

○増田善一議会事務局長 その後、苅谷市議の声かけで皆帰っていった。14時30分頃。

以上でございます。

○浅野勝義委員長 林委員。

○荻谷進一証人 ちょっと待ってください。その文書の確認を私、目で一回確認したいんですけど。それ当然の行為ですよ。

○浅野勝義委員長 目で。

○荻谷進一証人 やっぱり書面を。

○浅野勝義委員長 はい、分かりました。じゃあ、後ほどそろえます。

○荻谷進一証人 いやいや。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 今読み上げたことをやる以上は、私に1回内容を確認させてもらうのがこの委員会の主旨だと思うんですよ。

それを見ないで、朗読だけで一方的にさっきの文章、議長が読まれたのだとか、会話の内容ですか。得意の録音じゃなくて、文章になぜなってるのか意味が分かんないけど。

録音テープを逆に聞きたいぐらいなんですけど。

○浅野勝義委員長 文書が欲しいんですか。今、文書が欲しいんですかと。

○荻谷進一証人 申請書の文書を両方、私にください。

○浅野勝義委員長 申請書の文書と、申請書って回答書ですか。

○荻谷進一証人 あの何か議長が読み上げたやつと……

○浅野勝義委員長 読み上げた物ね。

○荻谷進一証人 それはもちろん証人としては見る権利はあるはずですよ。

○浅野勝義委員長 それとその文書が欲しいわけね。

○荻谷進一証人 そうです。

○浅野勝義委員長 県から送られてきた文書がね。

○荻谷進一証人 おっしゃるとおりです。

○浅野勝義委員長 はい、了解です。じゃあ、後ほどお渡しします。

○荻谷進一証人 委員長、後ほどになっちゃうんですか。

○浅野勝義委員長 後ほどになっちゃう。

○荻谷進一証人 だって、その基をまた質問するんじゃないんですか、林さんが。

○浅野勝義委員長 えーと、じゃあさ。

ちょっと待って、暫時休憩。

午後 3時36分 休 憩

午後 3時46分 再 開

○浅野勝義委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど証人のほうから要請がありました資料の提出について、今この資料、事務局に確認しましたところ、この委員会が終了後は回収というような形でならばということで、証人にお貸しすることにいたしました。

委員の皆さん、それでよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 事務局、資料をお渡してください。

[資料貸与]

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 一応文書が手元に来まして、質疑のときに使わせていただくということでお約束します。

ただ、先ほど朗読を聞きましたけども、ちょっと事実と違う部分があるということは御理解の上で私も答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○浅野勝義委員長 これは県から送られてきた資料そのままなんですよ。

ですから、その点は御理解ください。

はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 せっかくだから今度は録音テープ、それ出してもらうように。得意中の得意の。お願いします。

○浅野勝義委員長 了解です。

これからは何かあったら録音テープ。あんまりあの……

ちょっと暫時休憩します。

午後 3時48分 休 憩

---

午後 3時48分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

はい、林委員。

○林 明敏委員 休憩前に続いて、質問させていただきます。

証人は、ただいま朗読いただいたように述べています。この場に証人が住民30名ほどと、そして千葉日報記者と一緒にいたことは明白です。証人が代表として地元地区住民の皆さん

に知らせて集まってもらったのですか。

○荻谷進一証人 もう1回お願いします。

○浅野勝義委員長 いいですか。

○荻谷進一証人 ちょっと聞き取れなかったので、もう1回お願いします。

○林 明敏委員 代表として地元地区住民の皆さんに知らせて集まってもらったのですか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 地元の代表ではありません。

○浅野勝義委員長 補足します。確認させていただきます。

そうすると、代表として地元地区住民の皆さんに知らせて集まってもらったのではないということですか。

ですからね、先ほど文書の中に、県から送られた資料の中に、もう俺がここの代表だということをごここに名乗ってますよね。

○荻谷進一証人 まあ分かりました。

○浅野勝義委員長 ですから、証人がですね、当日県。何日だ、先ほどあの日に地元地区の皆さん30人ほどが集まってるということですね。これは証人が代表としてこれを皆に知らせて、集まってもらったのかということをご今聞いてると思います。

ですから、そういう形で集まってもらったのか、そうでないのかで答えいただきたいと思ひます。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 ここの代表っていうのは、今ここにいる人のことを指した意味なんですよ。

その辺の違いをどう理解するかはどうしたらいいんですか、委員長。

○浅野勝義委員長 そうしますと当日30人集まっている中の代表ということでごいいですね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 そのとおりです。

○浅野勝義委員長 はい、了解しました。

いいですか。はい、林委員。

○林 明敏委員 じゃあ、もう一度ちょっとお聞きしたいんですが。今委員長お伺ひして。

陳情書の代表は証人でよろしいんでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○荻谷進一証人 それは違ふと思ひます。

陳情書でしょ。

○林 明敏委員 陳情書の代表は。

○苺谷進一証人 違うと思います。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 証人が陳情書の代表でないということでありますと、代表者の住所と名前、連絡先をお分かりになったらお教えてください。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○苺谷進一証人 代表は介在してません。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 この陳情書の提出を発案した方の名前と住所と連絡先が分かりましたら、教えていただきたいんですが。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苺谷進一証人 それってあれなんですか、個人名言っちゃっていいんですか、これ。

○浅野勝義委員長 いいですよ、どうぞ。

はい。

○苺谷進一証人 これは戸谷喜子男さんと私等々がみんなで話をして、何人かの方で話をしてやりました。

以上。

住所、連絡先は今は分かりません。

○浅野勝義委員長 今ね。

補足します。

今、陳情書を発案した方の名前と住所と連絡先を教えてくださいって質問なんですよ。これ、発案された方はどなたでございますかっていうことです。

はい、どうぞ。

○苺谷進一証人 文章をつくった人ってことですか。その内容をやろうかっていった人ですか。

その辺をちょっとお願いします。

○浅野勝義委員長 いいですか。

陳情書の提出の発案者。陳情書を出すことを発案した方の名前と住所と連絡先を教えてください。

はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 覚えてません。

○浅野勝義委員長 いいですか。

先ほど証人の証言の中で、戸谷喜子男さんという名前が出ましたね。この方以外におられますか。

そうしますとこの方以外にいないとしたら、この方が発案したと取れますが。

いかがなものでしょう。

はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 それはやり取りの中ですから、誰とは特定できないと思います。

○浅野勝義委員長 いいですか。

そうすると分からないということですね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 ちょっと失礼ですけど、誘導的にこっちかあっちかっていうことになっちゃうと、明確にできないというのが事実です。

○浅野勝義委員長 そうしますと明確には分からないということですね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 そのとおりです。

○浅野勝義委員長 明確には分からないね。

どうぞ、あれば。はい。

○林 明敏委員 もう一つ。

陳情書のががみがありますよね。実際にそのかがみを作成した方のお名前と住所、連絡先が分かったら教えていただきたいです。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 私が作成しました。

ごめんなさい、付け加え。地元住民の山口さんという女性と私がやりました。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 署名簿の署名を住民から集めて回った方の名前と住所と連絡先が分かたらお教え願いたいんですが。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 戸谷喜子男さんと奥さんとか分かるんですけど、それ以外は分かりません。

何人かでやっていますんで。



○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○林 明敏委員 署名簿自体には署名簿をどこに提出するかについての記載がありません。これだけでは署名者が県に対して提出する反対署名と認識して署名したか、分かりません。

署名者に署名簿を作成する目的と提出先を説明して同意を取っているか、分かる書面がありますか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 今ここにはありませんけども、みんなその方々が説明して、もらっているはずです。

○浅野勝義委員長 ないということですね。

○苅谷進一証人 そうですね。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○林 明敏委員 陳情書のかがみには、地元地区住民の99%が反対していると書いてあって、先ほどのお答えでは地区住民とは今泉浜地区をいうということでした。

いわゆる今泉浜地区に何世帯あって、何人の住民がいるか知っておりますか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 それね、林さん、間違ってますよ。約って書いてあるんですよ。

さっきから全部99って書いてあるんですけど、約の間違いですよ。

訂正してください。それから答えます。

○林 明敏委員 かがみある、陳情書の。

○浅野勝義委員長 その間に私から1問。

先ほど朗読した県からの返書、回答書ですね。今、証人の手元にありますが、そのときに回答書の中に証人が30名ほどと、そして千葉日報記者と一緒にいたということが先ほどあったと思います。

その30人の中の代表が当日は証人だったという御回答を先ほど頂きました。

そうしますとですね、30人の代表だということで証言されておって、建設反対の陳情書を県に持っていかれましたのは証人ですよ。

ですから、陳情書の作成には少なからず関与していると思われます。

はい、林委員。

○林 明敏委員 今、証人から約って。県から提出された写しがありまして、ここには地元地区住民99%が建設に反対しております。この前に約とは。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 阿井さんに言ってるときには約って言ってるんです。

世帯数に関しては、約300世帯近くあります。

以上です。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 じゃあ、証人が今お話しいただいたんですが、陳情書自体には約って入って  
おりませんので、その辺は御理解願います。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 いいですね、それで。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 はい、いいです。

○浅野勝義委員長 それでは要約しますと、陳情書のかがみには地元地区の住民の99%が反対  
していると書いてあるということを今、証人は認めたということですね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 何か裁判方式になってね。何か私が認めた認めたっていうのばかりつく  
られているように思われるんですけどね。

○浅野勝義委員長 いやいや、いいですか、証人。こういう意味で言っています。

先ほど約という話が出ましたね。証人から。

しかしながら、先ほど林委員が質問したのはかがみには書いてあるということを言ってます。  
ですから、かがみに書いてあるということは証人も認めますよね。かがみ文です。

○荻谷進一証人 はいはいはい。

○浅野勝義委員長 認めますよね。

以上です。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 証人にお尋ねします。

署名簿を取って回ったのは、合計何世帯ですか。お分かりでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○荻谷進一証人 分かりません。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 世帯ごとに見た場合には、先ほど分からないということですが、反対署名も

らったということに、およそ何世帯からもらったことは、やはり分からないと解釈してよろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 3軒もらわなかったただけなんで、そういう表現にしてあります。

いわゆる軒数ね。いわゆる、ほら、回るじゃないですか。いろんな人が回って、ここがあった、ここがあったとかってやって、皆さん選挙のとき得意で、色塗りするじゃないですか。それで3軒だけはもらえなかった。そういうことです。

それで、そういう意味合いでの御説明してます。

○浅野勝義委員長 それでいいですか、林委員。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 3軒もらえなかったということでよろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい。

○荻谷進一証人 そのように報告を受けてます。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 誰からその報告は受けたのでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○荻谷進一証人 戸谷さんと山口さんです。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 戸谷さんと山口さんが代表的に回って、署名を集めていただいたことで。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○荻谷進一証人 先ほど説明したとおりです。

○浅野勝義委員長 確認になります。

この戸谷さんと山口さん、これが代表的な立場で回って署名を集められたということですね。

○荻谷進一証人 そうですね。

○浅野勝義委員長 はい、了解です。

はい、林委員。

○林 明敏委員 一応署名簿を私ども調べさせていただきました。505人分の署名がありますが、署名簿のお名前から確認してみたところ、平成30年1月30日に既に亡くなっている方の名前がありました。1名。

この方は絶対に署名できないはずですから、虚偽の署名となります。

それから署名簿の中には記載住所に住民票の除票すらなく、そもそも匝瑳市民だったことがあるかどうか分からない方の署名が15人ありました。

さらに、平成30年時点で匝瑳市から転出済みで、匝瑳市民ではない方の署名が4人分。また、令和元年9月時点で匝瑳市に住所はあるものの、今泉地区に住民票のない方の署名が2名分ありました。

これらの方々はもともと署名簿に署名する資格はありませんし、住民票上の住所と異なる住所を書くとは考えられませんから、自分で署名していないとも思われます。

これら22人について、反対している地元地区住民としてカウントしたことになりますが、証人はこのことに気づきませんでしたか。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○苅谷進一証人 気づいてません。

○浅野勝義委員長 気づかなかったということですか。

じゃあ、私から1問補足させていただきます。端的にお答えください。

質問は、反対地元地区住民にカウントした署名者に、既に亡くなっている方を含め、住民票上の住所が今泉地区にないのに今泉地区の住所が書いてある署名が、少なくとも22人あることに気がついたと。今泉地区にないのに今泉地区の住所が書いてある署名が、少なくとも22人分あることに気がついてますか。気がついてませんか。

気がついたか、気がついてないでお答えください。

分かりますか。もう一度言いましょうか。もう一度質問しましょうか。

○苅谷進一証人 分かんないです。

○浅野勝義委員長 はい。

お答えは端的にお願いします。

気がついたか、気がつきませんでしたかという質問なんですよ。その内容ですね。

○苅谷進一証人 先ほど答えたじゃないですか。

○浅野勝義委員長 質問は、反対地元地区住民にカウントした署名者に、既に亡くなっている方を含め、住民票上の住所が今泉地区にないのに今泉地区の住所が書いてある署名が、少なくとも22人分あることに気がついたか、気がつかなかったかをお答えいただきたい。

気がついたか、気がつかなかったかでお答えいただきたいという意味合いです。

○苅谷進一証人 先ほど答えたとおりです。

○浅野勝義委員長 どのようなお答えでしたか、ちょっと。

○荻谷進一証人 いやいや、先ほど答えたじゃないですか。

○浅野勝義委員長 ちょっと待ってください。暫時休憩。

午後 4時05分 休 憩

---

午後 4時13分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

先ほど証人から答えたというような証言がありました。

今テープを再現してみました。そしたら、今泉地区にないのに今泉地区の住所が書いてあることの署名が少なくとも22人分あることに気がついたと。

22人分という人数についても林委員がお尋ねしてます。

それについて気がつかないということで証人が答えられています。

私の質問と重複しますもんで、私の質問は取り下げます。失礼しました。

はい。

○林 明敏委員 今気づかなかつたと証人はお答えになりました。

その中に死亡している方もおりました。

匝瑳市の県の施設の誘致に反対するという重大な、まあ陳情なのに、証人は十分な調査をしなくて、そのような書いた署名を県に提出したとのこと。

匝瑳市議会議員として、非常に無責任じゃないですか。

○浅野勝義委員長 質問してますか。

○林 明敏委員 聞いてない。

○荻谷進一証人 無責任じゃないですかって言ってるんだから。って聞いているんでしょ。

○浅野勝義委員長 林委員に申し上げます。

今、質問ですか、質問でないんですか。

○林 明敏委員 質問でないです。

○浅野勝義委員長 了解です。

どうぞ。

○林 明敏委員 ほかにも署名簿を見ると、同じ住所の人について同一の筆跡で住所と名前が書いてある。すなわち誰かが取りまとめて書いたとしか見られないものがあります。

これは署名者が個々の意思で署名したことにならないのではないかと思います、証人

はこのように取りまとめて書かれた署名があることに気がつきましたか。

○荻谷進一証人 あ、この委員会って私のその署名の話じゃなくて。それじゃなくて……

○浅野勝義委員長 ちょっと待ってください。

○荻谷進一証人 それじゃなくてやってんのに、何で署名のことになるんですか。

○浅野勝義委員長 関連してます。

○荻谷進一証人 いやいや、それちょっとおかしいですよ。

○浅野勝義委員長 ちょっと待ってください。

○荻谷進一証人 おかしい。

○浅野勝義委員長 証言は挙手して。

証言を止めてください。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 そういうことを今日お尋ねしてません。

先ほど、冒頭述べましたように、聞かれたことだけをお答えいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 だって、これって今やってる様式は、裁判所で弁護士がやってる様式でやってんですよ。完全に、やり方が。

それイエス、ノーつつたら誘導尋問で、ただイエスカノーかって言ってることを立証したような形をつくるようにしか。

この仕立てになってませんよ、委員長。

○浅野勝義委員長 今ね、いいですか。遮ります。

それに対してお答えする必要は自分ではないと思いますが、そもそもあなたの調査しろっという動議の中に、署名簿の真偽も含めてというところがあるんですよ。栗田発言の中と、あなたの動議の中に。

ですから、それにのっとってやっているわけで、それをどうのこうのということじゃありません。

こういうことがあったのかないのかということだけを尋ねているわけで、それについてはそのようにお答えいただきたいと思います。

はい。

○荻谷進一証人 それはちょっと強引であって。

○浅野勝義委員長 いや、強引といわれても。

○荻谷進一証人 許されたんだから、1回しゃべらせて。

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○荻谷進一証人 だから、それはおっしゃる意味、委員長を立てますから分かりますよ。

だけでも、本来なら栗田議員の発言が言ったか言わないかの話になってるわけじゃないですか。それで尾ひれがついちゃってて、本来の本質の質問というのは今回ないんですよ。今の今まで。

委員長、分かってもらえます。

私がそんな発言をしたのかしないのかって。

○浅野勝義委員長 暫時休憩します。

午後 4時18分 休 憩

---

午後 4時18分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 署名簿についても真偽をただしてくれと動議で可決されているもので、その関係でお聞きさせていただいています。

続けます。

平成30年3月31日現在、住民基本台帳によると今泉地区の世帯数が508世帯、住民の数が1,345人ですが、こちらで調査したところ、今泉浜地区の世帯数は155世帯、住民の人数は540人ほどと見込まれます。

505人から明らかに地元地区住民ではない、先ほどの22人を引くと483人になり、80%台になります。

さらに、1人がほかの方の名前を取りまとめて書いたと思われる署名もあるとなると、地元地区住民の99%には到底ならないと思いますが、証人はこのことに気がつかなかったのですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○荻谷進一証人 気がついてません。

○浅野勝義委員長 どうぞ。林委員。

○林 明敏委員 全体として伺っていると、証人は署名簿の中をよく確かめず、誰の意見かもきちんと把握できていないまま、地元地区住民の99%が反対していると書いたかがみを署名

簿につけて、陳情書にして直接千葉県議会議長に持っていったことになりますね。

県の重要施設を市に設置するという、市にとって重要な事柄について、議員歴20年以上で、しかも市議会議長まで務めたことがある議員として、責任ある行動とは思えません。

私の尋問は一旦終わります。

○浅野勝義委員長 回答はいりませんか。

○林 明敏委員 いらなです。

○苅谷進一証人 委員長。委員長。

○浅野勝義委員長 回答いらなそうです。

○苅谷進一証人 委員長、違いますよ。

○浅野勝義委員長 暫時休憩します。

午後 4時20分 休 憩

---

午後 4時21分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

ただいまの質問ですね、ただいまの林委員の発言は尋問ですか。それともこれで言い切る形で終わりにしたいということですか。どちらなんですか。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 質問でなです。

前半聞いたので、私がこういうふうに述べさせていただきただけです。

○浅野勝義委員長 端的にお答えください。

どうぞ。

○苅谷進一証人 質問の場なんで、質問じゃない委員会をやるのはおかしいです。

一応伝えておきます。

○浅野勝義委員長 それではお待たせしました。私のほうから尋問させていただきます。

苅谷議員の阿井議長との面談時の発言についてなんですが、証人が阿井議長と面談した際の状況についての質問をさせていただきます。

証人はあえて直接、阿井県議会議長に陳情書を渡しに行ったわけですが、証人は阿井議長との面談時に阿井議長に対し、陳情書に書いてある県の家畜保健衛生所設置計画について、地元地区住民の99%が反対していると伝えましたか。

はい、証人。



○荻谷進一証人 先ほど言ったように、言葉で伝えたのは約で伝えました。

○浅野勝義委員長 いいですか。

これについては阿井議長もね、証言の中ではっきりと聞いていると。きちんと聞いているというように答えています。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 ですから、そのようなことを阿井議長が証言されてましたので、証人にも同じ尋問をしているわけですよ。

ですから、これは伝えたということによろしいですね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 一言一句覚えているということはないと思いますけど、そういうニュアンスで委員長が捉えるのであれば、委員長にお任せします。

○浅野勝義委員長 すいません。いいですか、証人。

お任せするんじゃなくて、伝えたか伝えないかということでお答えいただきたい。

はい。

○荻谷進一証人 私は約ということはちゃんと伝えました。

○浅野勝義委員長 約、伝えた。

○荻谷進一証人 約ということでは言いました。

○浅野勝義委員長 約、伝えた。

○荻谷進一証人 それが忘れていのかどうかは分かりません。

以上です。

○浅野勝義委員長 これについては阿井議長はね、きちんと聞き取っているということを証言しています。

○荻谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 次に行きます。

証人は阿井議長に対し、市長も家畜保健衛生所の設置計画に反対しているというようなことを言いませんでしたか。

○荻谷進一証人 言ってません。

○浅野勝義委員長 ない。

阿井議長の証人喚問の際に、阿井議長が証人との面談後、そう日もたっていない時期に宇野県議会議員との電話で証人から、地元の市長も反対しているような話が出たと述べておら

れる録音音声が当委員会に資料として提出されています。

阿井議長はこの電話の際、事実と異なることを言ったのでしょうかね。

はい、どうぞ。

○荻谷進一証人 私、聞いてませんから分かりません。

○浅野勝義委員長 分からないということですか。

○荻谷進一証人 録音テープを聞いていないから分かりません。

○浅野勝義委員長 証人は阿井議長に対し、明確に市長が反対していると言わなかったとしても、阿井議長に市長が反対していると受け取られるような発言はしませんでしたか。

はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 そういうニュアンスっていう意味合いだと思うんですけど、発言をしておりません。それはちょっと捉え方の違いじゃないでしょうか。

○浅野勝義委員長 当委員会で阿井議長は、面談時の証人の発言によって匝瑳市長が計画に反対していると認識したと証言していますが、阿井議長の証言は事実じゃないというようなことでしょうかね。

はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 私にも何で聞かせてもらえないのでしょうかね。

それじゃあ、証言しようにも意味合いがよく分からないんですけど。

委員長、それは後で聞かせてください。

○浅野勝義委員長 暫時休憩します。

午後 4時25分 休 憩

---

午後 4時26分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

私が先ほど尋問しましたが、市に県から家畜保健衛生所建設計画が持ち込まれて、市長は令和元年6月20日における証人からの一般質問に対し、建設賛成の立場で答弁していることは確認させていただきました。

このように市長が家畜保健衛生所建設計画に賛成の立場であることから、証人は県に直接反対の陳情をしようと考え、令和元年9月10日、県議会議長のところに陳情に行ったということでしょうか。

○荻谷進一証人 ちょっと要約して。

○浅野勝義委員長 要約します。

市長が賛成の立場だなということ、あなたの一般質問のときに市長が答えてますよね。先ほどありましたね、前段で。

それだからということで、このように市長が賛成していると。賛成の立場であることから、そういうことからして証人は直接県に反対の陳情をしようというふうに考えられて、県議会議長のところに行つたということなのではないでしょうか。

そうであるかないかでお答えいただきたいと思います。

○苅谷進一証人 今の質問がちょっと答えられる趣旨じゃないんですけども。委員長、いいですか。

○浅野勝義委員長 質問の内容が。質問の仕方が。

○苅谷進一証人 一つだけ確認していい。

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○苅谷進一証人 市長が賛成しているって言ったでしょ。賛成してると言いつつも市長はほら、覚えてると思いますけど、地元で理解を得なきゃ駄目だよということは言っているわけですよ。

だから一方的に賛成しているというのは、それは県議との立場があつて、宇野さんとの立場があつて、方向性としては賛成でしょう。それはいいですよ。

ただ、地元理解を得ないとまずいっていうことは、完全な賛成ではないという意味合いもあるわけですから、そういう意味では私は、地元の市長は完全賛成だとは思ってません。

○浅野勝義委員長 はい。

それでは確認させていただきます。

地元の市長が、先ほど賛成の立場だつていうことは、明確になつたつていうのは証人も確認したところであろうと思います。

それには関係なく、県に直接反対の陳情をしようということで、それでは9月10日に行かれたということですね。県議会議長のところに行つたのは、市長の賛成に関係なく、市長が賛成しているということに対して関係がないと。独自に直接反対しようということで阿井県議会議長のところに行かれたということですね。

○苅谷進一証人 そういう解釈でもいいと思います。

○浅野勝義委員長 はい、了解です。

証人が県知事と県議会議長に宛てた陳情書には、地元地区住民の99%が反対と書いてある

のに、市長宛ての陳情書には地元地区住民99%が反対とは書いてありません。

これは意図的に使い分けをしたのですか。

はい、証人どうぞ。

○**荻谷進一証人** 市長に行ったときは、佐藤議員も行ったんですけど、口頭でちゃんと言ってますし、意図的ということではございません。

○**浅野勝義委員長** 意図的じゃないということですね。了解です。

一般的な考え方としては、市長宛ての陳情書に地元地区住民の99%が反対してると書かれたものを市長に提出した場合にはですね、市長は重大な問題と考え、すぐさま調査することにより結果、市長が地元であることから、署名の真偽がすぐさま判明してしまうおそれがある。一方、県当局は地元の事情にさほど詳しくないだろうからと考え、そのように使い分けをしたのではないのかというのが一般的な考えだと思います。

これをそのような使い方をしたのかしないのかでお答えください。

はい、どうぞ。

○**荻谷進一証人** ちょっと誘導尋問的に聞こえたけど。

別にそういう意図はございませんので。悪意はございません。はい。

○**浅野勝義委員長** 了解しました。

それではひとまず私の尋問は終わります。

次に、通告のありました委員の尋問を続けます。

林委員。

○**林 明敏委員** 証人、先ほど千葉県議会議長室においでになったということでもありますよね。

それについて、もう1人の方が一緒においでになりました。千葉県を代表する県議会議長のところに一緒に連れていくってことは、大変な用件があったとかと思うんですが、どのような用件でその方はついていったんでしょうか。

その辺をお答え願いたいと思います。

○**浅野勝義委員長** はい、どうぞ。証人。

○**荻谷進一証人** あのね、議長室に来てくれって言ったのは議長さんであって、私、議長室に行きたいって言うことではないんですよ。そこをちょっと御理解いただかないと次の質問に答えることは。

私個人のことじゃなくて、ただ御紹介いただきたいということでお連れしたので。

○**浅野勝義委員長** 林委員。

○林 明敏委員 千葉県の県議会議長にお会いして、その方が何か御紹介していただきたいと  
お願いを証人にあつたということで理解していいですか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 そうです、はい。

○浅野勝義委員長 はい、林委員。

○林 明敏委員 それについては、どのような用件が。

お答えできれば、お願いしたいと思います。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 これは別の個人情報ですから答えられないです。

○林 明敏委員 分かりました。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 これはいつも証人が来たときに、失礼ですがいつも御質問させていただいて  
るんですが。

これまで当特別委員会の中で証人に御質問させていただいてるんですが、証人は令和元年  
9月26日の栗田議員の発言に対し、「事実無根である。私1人ではなくいろいろな方々が苦  
労して集めた署名を事実にもとるとか、刑法に違反するとか、刑法違反するんだったら栗田  
議員がどうぞ刑法上問題にして事件にさせていただいたら結構です」と述べています。

さらに証人から、この件の事実を明確にするための調査をするようにといったような内容  
の動議が提出され、賛成多数でこの動議が成立いたしました。

結果、当委員会が設置されたわけであります。

その後の証人喚問において、私の質問に対して、栗田市議会議員、そして宇野県議会議員  
は次のように証言しております。

私は本日証人が述べました証言の中で、誤り、そして偽りがあった場合、どのような責任  
を取る覚悟があるかと質問しました。

これに対し、栗田市議会議員、そして宇野県議会議員はともに議員職を辞す覚悟であると  
述べておられました。

証人に対しても同じ質問をさせていただきます。

証人の証言の中で、誤り、そして偽りがあった場合、証人はどのような責任を取る覚悟を  
お持ちでしょうか。

お答え願います。

○浅野勝義委員長 はい、証人どうぞ。

○荻谷進一証人 宇野さんは明確に辞めるとは言ってませんよ。私、漏れ伝わっているいろいろ聞いてますけど、正確に辞めるって言ってないですよ。

間違いはないですか、それ。言ってますか。

それ、本人に確認しないでそれやっちゃって、後で墓穴掘るの、俺じゃないからね。

○浅野勝義委員長 いいですか。

それでは事務局。

暫時休憩します。

午後 4時36分 休 憩

---

午後 4時44分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

今、林委員の尋問の中で栗田議員の発言ですね。証言ですね。それとあと、宇野県議の証言があります。

で、今、林委員が質問した内容に対する証言があります。

両方の議事録そろってますか、事務局。

○山崎利男主幹 はい。

○浅野勝義委員長 栗田議員、宇野県議という順序で朗読していただきます。

よろしくをお願いします。

○山崎利男主幹 それではまず、栗田証人のほうから読み上げさせていただきます。

○荻谷進一証人 栗田さんは俺問題視してないから。

○浅野勝義委員長 いいですか。

はい、どうぞ。

○田村明美委員 証人喚問の証人からの要望をかなえては、あまりよくないのではないですか。

○荻谷進一証人 事実じゃないこと言っちゃったらまずいだろ。何言ってんだよ。

○田村明美委員 委員長権限でお願いします。

○浅野勝義委員長 すいませんね。私が謝ることない。

これはね、証人から結局議事録云々、会議録云々を証人が確認されていないわけでありましてから、その辺のところはやはり明確にしなくては、逆に失礼だと思います。

ですから、あえて私は、今証人のほうから栗田議員の証言は結構だという話がありました。

ですから、宇野県議の証言に絞って、その部分だけ朗読をさせていただきます。

委員の皆さんもそれでいいですね。

○佐藤 悟委員 はい、いいです。

○浅野勝義委員長 それではそのように進めます。

○山崎利男主幹 はい、ではよろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○山崎利男主幹 それでは議事録の一部分を抜粋して読み上げさせていただきます。

宇野裕証人。私も栗田議員同様ですね、政治生命をかけてこの場に座っておりますし、発言をしてまいりました。間違いがあれば私も議員を辞職するぐらいの気持ちで、覚悟でいることをここで宣言をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○浅野勝義委員長 証人、どうぞ。

○苅谷進一証人 林さんのそれ、訂正して言っとかねえと。また問題になっちゃう。議事録上。

○浅野勝義委員長 林委員、お願いします。

○林 明敏委員 先ほど議事録を朗読したようにここの部分は訂正させていただきます。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○林 明敏委員 そういうことで訂正させていただきますして、これについてのお覚悟をお答え願いたいと思います。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○苅谷進一証人 お答えする必要ないと思います。

○浅野勝義委員長 必要ないと。

○苅谷進一証人 はい。

○浅野勝義委員長 はい。

○林 明敏委員 今、事務局のほうから委員会の規則上で、一応先ほどの発言の訂正を許可していただきたい、委員長に。

○浅野勝義委員長 いいですよ。

それでは分かりにくいのでね、もう一度先ほどの発言を繰り返してお願いします。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 先ほど証人に質問した中で、宇野県議会議員はともに議員職を辞す覚悟という部分がありましたが、その部分につきまして、先ほど事務局が朗読したように訂正させて

いただきたいと思います。

○浅野勝義委員長 林委員に申し上げます。

その部分を事務局が申し上げたようにじゃなくて、その部分を林委員自身が朗読してください。

はい、どうぞ。

○林 明敏委員 宇野裕証人。私も栗田議員同様ですね、政治生命をかけてこの場に座っておりますし、発言をしまいいりました。間違いがあれば私も議員を辞職するぐらいの気持ちで、覚悟でいることをここで宣言をさせていただきたいと思います、というように訂正させていただきたいと思います。

○浅野勝義委員長 委員の皆さんに申し上げます。

今、林委員から発言の訂正の要請がございました。これを訂正してもよろしいでしょうか。

○佐藤 悟委員 はい、異議なし。

○田村明美委員 はい。

○行木光一委員 了解。

○浅野勝義委員長 それでは訂正を許します。

ほかに発言がなければ、苅谷進一さんに対する尋問は終了いたします。

長時間ありがとうございました。

御退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

本日出頭を求めた証人に対する尋問は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時51分 休 憩

午後 5時04分 再 開

○浅野勝義委員長 お疲れさまです。早速本日の委員会、休憩前に引き続き、会議を開きます。



○浅野勝義委員長 次回の委員会は、私、そして副委員長の林で今回の証人喚問も踏まえて、今日の委員会も踏まえて協議の上、改めて皆さんにお知らせいたします。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 異議なしと認めます。



よって、そのように決しました。



○**浅野勝義委員長** 以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別委員会を終了いたします。

午後 5時05分 散 会



署 名

令和2年5月14日

委員長 浅野 勝 義